

第4節

水環境の保全

1 水質汚濁の防止

1-1 水質汚濁の現状

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として示されています。

人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域全般に適用されるのに対し、生活環境の保全に係る環境基準は、指定された水域ごとに適用されません。

公共用水域の水質汚濁状況の把握のため、水質汚濁防止法第15条に基づき毎年調査を実施し、その結果を同法第17条に基づき公表しています。

(1) 調査地点等

「平成13(2001)年度公共用水域水質測定計画(三重県)」に基づき、環境基準未指定河川を含む県内46河川74地点及び4海域(伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾及び尾鷲湾)24地点において、水質調査を実施しました。

なお、調査は三重県、国土交通省中部地方整備局、同近畿地方整備局及び四日市市が行っていません。

(2) 結果概況

ア 河川の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数について、県内46河川74地点で水質調査を実施しました。

このうち河川に係る有機汚濁の代表的な指標であるBODでみると、環境基準の類型が指定されている44河川59水域60地点のうち、42水域で環境基準を達成しており(17水域で未達成)、達成率は71%となり前年度(71%)並みでした。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、県内45河川65地点で調査を実施しました。その結果、すべての地点、項目で環境基準を達成しました。

イ 海域の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、COD、

DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全リンについて、4海域24地点で水質調査を実施しました。

このうち海域に係る有機汚濁の代表的な指標であるCODでみると、環境基準の類型が指定されている4海域8水域のうち、5水域で環境基準を達成しており(3水域で未達成)、達成率は63%となり前年度(50%)を上まわりました。

また、海域の富栄養化の原因物質である全窒素及び全リンについては、類型指定が行われている4海域6水域のうち、全窒素は5水域で、全リンは6水域で環境基準を達成しており、達成率は、全窒素83%(前年度は67%)、全リン100%(前年度は83%)となり、それぞれ前年度を上まわりました。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、4海域14地点で調査を実施しました。その結果、前年度に引き続きすべての地点で環境基準を達成しました。

(3) 評価と対策

平成13(2001)年度は海域については環境基準の達成率が前年度に比べ上まわりましたが、河川については環境基準の達成率が前年度に比べ下まわりました。

今後、環境基準の達成率向上のため富栄養化防止対策、工場・事業場排水対策、生活排水対策等をより一層推進していくこととしています。

1-2 地下水の状況

近年、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が全国各地で顕在化しています。地下水はいったん汚染されると、その回復が難しいことから汚染の未然防止を図ることがなによりも重要となっており、平成9(1997)年3月には地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されました。

三重県の地下水の水質の状況は以下のとおりです。

(1) 概況調査

カドミウム、鉛等の健康項目(26項目)その他について、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、四日市市を除く県内全域を108メッシュ(市街地5km×5km、山間部10km×10km)に区分し、4年サイクルで調査を実施しています。

平成13(2001)年度は、三重県実施分24地点、四日市市調査分5地点、合計29地点において調査を実施しました。

その結果27地点で環境基準を満足しましたが、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2地点で環境基準を超過しました。

(2) 定期モニタリング調査

過去の調査で環境基準(平成9(1997)年度まで(評価基準)を超過して検出された地点21地点において、地下水質の状況を経年的に監視するため調査しています。

平成13(2001)年度の調査結果は、9地点では環境基準を満足していましたが12地点で依然環境基準を超過する項目がありました。内訳は砒素が4地点(地質由来)、トリクロロエチレンが3地点、テトラクロロエチレンが4地点、シス-1,2-ジクロロエチレンが2地点でした。

(3) 評価と対策

平成13(2001)年度に定期モニタリング調査において環境基準を超過して検出された物質のある地点は、過去から汚染が確認されている地域のみで汚染は拡大していません。また飲用井戸等に対する指導は実施済みです。

1-3 水浴に供される公共用水域の状況

水浴場は、人と水がふれあう場として最も親しまれている水環境であり、自然の水環境を構成する重要な水辺であることから、快適な水浴場を確保することは、水循環の保全を図るうえで重要な課題です。このため利用者が概ね1万人/年以上の水浴に供される公共用水域の水質検査を実施し、快適な遊泳ができる状態の確保を図っています。

平成13(2001)年度のシーズン前の水質の状況は、国が定めた判定基準では、調査対象24水浴場中、AAが3、Aが3、Bが17、Cが1水浴場となっていました。

1-4 環境基準類型指定の実施

河川は、水道、農業用水、水産等、様々な用途に利用されています。

主要河川については、その水質保全を図るため、用途に応じた環境基準の類型指定を実施しているところです。

宮川の水質保全をさらに図るため、支川のうち延長10km以上であるものを、順次新規類型あて

はめを行っており、平成13(2001)年度は藤川を次表のとおり類型指定しました。

表1-4-1 新規類型指定状況

河川名	水域名	水域類型	達成期間	環境基準点
藤川	全域	AA	直ちに達成	野添橋

1-5 工場・事業場対策の推進

(1) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、第2条に定める特定施設を設置する工場・事業場(特定事業場)から公共用水域に排出される排出水のうち、日平均総排水量が50m³以上または有害物質を含むものに対して、全国一律の排水基準が設定されています。

さらに、三重県では、昭和47(1972)年1月、法第3条第3項に基づく上乗せ条例を制定し、よりきびしい排水基準を定め、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。

水質汚濁防止法に基づく特定施設は逐次政令で追加され、平成14(2002)年3月31日現在の総届出特定事業場数は7,814事業場となっています。そのうち規制対象特定事業場は1,179で全体の15.1%(平成12(2000)年度14.3%)です。(政令市である四日市市分は除く)

表1-4-2 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移(平成9~13年度)

区分		年度	H9	H10	H11	H12	H13
排水量	50m ³ /日以上		951 (56)	956 (52)	961 (51)	962 (50)	954 (83)
	50m ³ /日未満		6,812 (160)	6,827 (159)	6,859 (159)	6,899 (159)	6,860 (225)
計			7,763 (216)	7,783 (211)	7,820 (210)	7,861 (209)	7,814 (308)

注1) () は内数で、有害事業場分

注2) 四日市市分は除く

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、「鉄道業の用に供する車両整備施設」と「家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設」を指定施設とし、指定施設を設置する工場・事業場から排出される排出水について規制を行っています。

なお、平成14(2002)年3月31日現在、指定施設を設置する工場・事業場は5事業場で、このうち2事業場が規制対象となっています。

(3) 立入検査及び指導

法及び条例に係る特定事業場等の届出内容及び汚水処理施設の管理状況等の点検並びに指導を行うとともに、排水基準の遵守状況を監視するため、立入検査を実施しました。

平成13年度は延べ611事業場(採水を行う立入検査は293事業場)に対して立入検査を実行し、57事業場に排水処理施設の改善等を指導しました。

(4) 排水実態把握調査

水質の汚濁を効果的に防止するためには、発生源からの汚濁物質の排水を抑制する必要がありますが、合理的かつ効果的な排出規制及び指導を行うには排出源と排出量を把握する必要があります。

このため、平成13(2001)年度には、法の規制対象事業場のうち、1日あたりの平均排水量50㎡以上の工場・事業場及び有害物質を排出するおそれのある1,241事業場を対象に水質汚濁物質の発生量、処理施設による処理状況等の調査を実施しました。

(5) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

近年、畜産業の規模拡大による家畜ふん尿量の増大、労働力不足により、家畜ふん尿の素掘処理、野積処理等に起因する水質汚濁関連の環境問題が発生しています。

平成13(2001)年度には、県、市町村、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を実施し、処理施設の設置・改善指導を行いました。

1-6 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設の整備推進

ア 生活排水処理の状況

水質汚濁の主な原因となっている生活排水については、下水道をはじめ合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進により、生活排水処理率を高めることが急務となっています。平成13(2001)年度末の三重県の生活排水処理率は57.2%と全国平均に比べ低い状況にあります。

表1-4-3 生活排水処理率の状況 (平成13年度末)

区 域	公 共 下 水 道	農 業 集 落 排 水 施 設	漁 業 集 落 排 水 施 設	コ ミ ュ ニ ティ プ ラ ン ト	合 併 処 理 浄 化 槽	計
三 重 県	28.8%	3.3%	0.2%	0.3%	24.5%	57.2%
全 国	63.5%	2.3%		0.3%	7.6%	73.7%

注) 生活排水処理率：処理可能居住人口/住民基本台帳人口×100(%)
全国の処理率は国の公表データを基に三重県が算出。
処理率の計は四捨五入の関係で合わない。

イ 「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」の策定

三重県の生活排水処理施設整備の状況を踏まえ、「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」を平成8(1996)年度に策定しました。

この計画は、平成22(2010)年度を目標年度とし、県内全域における整備区域、地域特性に対応した整備手法、整備スケジュール等を具体的に明らかにしています。また、計画では、下水道、農業集落排水施設等の整備手法別目標を明らかにしており、生活排水処理率を目標年度までに70%程度に向上させることとしています。

ウ 下水道事業の推進

下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除としてその整備が急がれています。

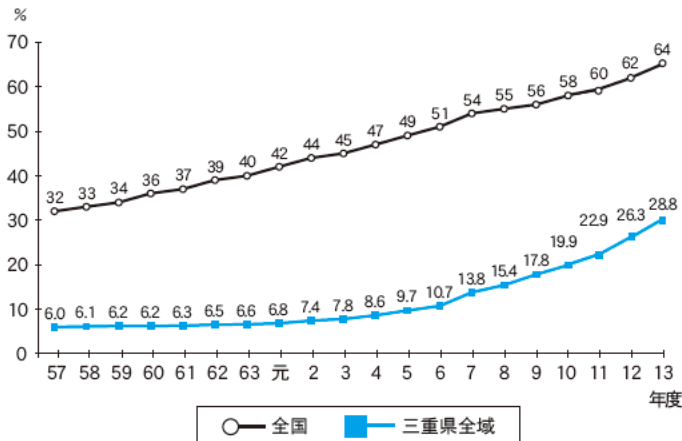
国ではその整備拡充のため、昭和38(1963)年度から下水道整備5ヶ年計画を策定し整備促進を図っており、現在は第8次7ヶ年計画(平成8年度～14年度)により整備を実施しています。

三重県の整備状況は、図1-4-1に示すとおりであり、普及率も全国平均に比べ低い水準にあることから、積極的に事業の推進を図っています。

平成13(2001)年度には48市町村(11市33町4村)で公共下水道事業を実施しており、このうち平成13(2001)年度末で供用を開始しているのは37市町(10市26町1村)です。

流域下水道事業については、県内で計画されているすべての流域下水道(6処理区)で事業に着手しており現在4処理区で供用を開始しています。

図 1-4-1 下水道普及率の変化



工 農業集落排水事業の推進

農業集落排水事業は、農村社会の生活様式の変化等に伴う農業用排水の汚濁の進行や、農産物の生育障害等の改善を図り、生産性の高い農業の実現と快適で活力ある農村社会を形成するため、主として、農業振興地域内の農業集落を対象に生活排水の処理施設を整備しています。

平成 8 (1996) 年度に策定した「生活排水処理施設整備計画」では、47市町村で378地区となっており、当面、他事業と調整を図りながら、同計画を基本に計画的かつ効果的に、平成22(2010)年度末の処理率63.7%を目標に事業を推進します。

オ 漁業集落環境整備事業の推進

漁業集落環境整備事業は、新しい海洋秩序の時代に対処し、漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図り、その基盤である漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図るため、漁業集落排水の整備の他に、漁業集落道、水産飲雑用水の整備等を行っています。

漁業集落排水は平成 2 (1990) 年度から着手しており、平成 10 (1998) 年度に 1 地区完了し、平成 13 (2001) 年現在 4 地区を事業実施中です。

カ 合併処理浄化槽の設置

合併処理浄化槽は、下水道等と同等の処理能力を有し、比較的安価で工事期間が短く、安価に設置できることから、生活排水対策の重要な柱の一つになっています。国、県においても、補助制度を創設して、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

平成 13 (2001) 年度は、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、四日市市外の52市町村に4,840基、661,569千円の県費補助を行いました。

また、市町村が事業主体となって合併処理浄化槽を面的に整備を図る「特定地域生活排水処理事業」について、平成 13 (2001) 年度には南島町が、下水道事業認可区域等を除く区域を合併処理浄化槽で整備を図ることとし、事業に着手し、合わせて 4 町村で事業を実施しています。

表 1-4-4 農業集落排水事業の実施状況 (平成14年3月31日現在)

事業名	地区数	市町村数	処理区数	計画対象人口	(13年度末) 事業進捗状況	備考 [] は地区数
農業集落排水事業	(88) 123	(13) 33	(88) 123	(76,660) 117,380	65.3%	桑名市[2] 多度町[2] 木曾岬町[4] 北勢町[7] 大安町[1] 藤原町[6] 四日市市[9] 菰野町[3] 鈴鹿市[14] 亀山市[5] 関町[4] 河芸町[5] 芸濃町[8] 安濃町[5] 美里村[3] 津市[1] 美杉村[1] 志町[1] 嬉野町[1] 松阪市[2] 多気町[4] 明和町[1] 玉城町[2] 二見町[2] 勢和村[1] 南勢町[1] 阿児町[1] 上野市[13] 名張市[8] 伊賀町[1] 島ヶ原村[2] 大山田村[2] 阿山町[1]
農村総合整備モデル事業	(4) 4	(4) 4	(5) 5	(2,980) 2,980	100.0%	完了 大山田村 [1] 名張市 [1] 多度町 [1] 安濃町 [1]
農村基盤総合整備事業	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(500) 500	100.0%	完了 四日市市 [1]
全体	(93) 128	(13) 33	(94) 129	(80,140) 120,860	66.3%	

() は完了分で内数、人口は事業計画人口であり、流入施設の人口を含む。

表 1-4-5 漁業集落環境整備事業 (漁業集落排水) の実施状況 (平成14年3月31日現在)

地区数	市町村数	処理区数	計画対象人口	進捗率
(1) 5	3	(1) 5	(1,441) 7,357	17.1

() は完了分で内数

さらに、平成11(1999)年度から、水質汚濁防止法に基づく「窒素・リンの排水規制が適用される地域」でかつ「生活排水対策重点地域」及び宮川流域市町村に窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の補助制度を創設・普及促進を図っています。

(2) 生活排水総合対策の推進

平成2(1990)年6月に水質汚濁防止法が一部改正され、生活排水対策を推進することが特に必要な地域について知事が生活排水対策重点地域として指定した市町村(表1-4-6)は、生活排水対策推進計画を策定すること等の諸規定が設けられました。

この指定を受けた市町村では、生活排水対策推進計画を定め、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発等について計画的、総合的に取り組んでいます。

一方、国民の責務として、公共用水域の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の適正使用に心がけることに加え、市町村等が推進する生活排水処理施設の整備等に協力しなければならないことが規定されています。

さらに、三重県生活環境の保全に関する条例に、日常生活等における水質汚濁の防止についての規定を盛り込み、すべての県民が生活排水による水質汚濁の防止に努めることとしました。

表1-4-6 生活排水対策重点地域

生活排水対策重点地域名	市町村名	指定年月日
勢田川流域 (御園村に係る流域を除く。)	伊勢市	平成3年3月19日
岩田川流域 (津市内の流域で、公共下水道の供用区域及び平成7年度までの整備予定区域を除く。)	津市	平成4年4月10日
久米川流域 (大山田村に係る流域を除く。)	上野市	平成5年5月27日
志摩地域全域	鳥羽市 浜島町 大王町 志摩町 阿児町 磯部町	平成6年2月28日
四日市市、菰野町地域全域 (四日市市の下水道処理区域を除く。)	四日市市 菰野町	平成8年2月8日
松阪市・飯南町・飯高町・多気町・明和町・勢和村地域全域	松阪市 飯南町 飯高町 多気町 明和町 勢和村	平成9年2月18日

(3) 浄化槽の適切な維持管理

三重県における浄化槽設置基数は、平成13(2001)年度末で約25万基です。

平成13(2001)年度には、浄化槽排水による公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽設置者及び管理者に対する啓発、浄化槽法の法定検査の推進、浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

ア 法定検査の受検勧奨

法定検査受検案内文書、受検依頼返送用葉書、啓発リーフレットの郵送することにより浄化槽管理者に対する受検の勧奨を行い、低迷している法定検査受検率の向上に努めました。

イ 無管理浄化槽の指導

法定検査を実施した浄化槽管理者のうち、保守点検、清掃を実施していない全ての無管理浄化槽管理者に対し、文書指導を行い、法定検査結果を的確にフォローするとともに浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

ウ 浄化槽関係業者の育成

近年、高度処理型合併処理浄化槽など高い機能をもった浄化槽が普及しており、清掃業、保守点検業、施工業、製造業などの浄化槽関係業界関係者を対象に、技術の向上や生活排水対策の重要性の理解及び業界相互の協力体制の構築を目的とした情報交換を行いました。

1-7 有害化学物質対策の推進

(1) 環境ホルモン

環境ホルモン(外因性内分泌攪乱化学物質)は微量で生物の内分泌作用を乱し、有害な影響をもたらすおそれが指摘されているもので、環境省ではその疑いのある65物質をリストアップして、優先して調査研究を進めています。

これを受けて、県では河川・海域における実態把握のため、平成10年度から平成12年度までの3年間で、分析方法がないもの等を除き、すべての物質について調査を行いました。

また、平成13年度は、これまでの調査で検出されたアルキルフェノール類、ビスフェノールA等の物質及び環境省の全国調査で検出率が高かったPCBについて、県内40(河川27、海域13)の環境基準点で、水質、底質の調査を行いました。

この結果、調査対象12物質のうち、水質では6物質が、底質では8物質が検出されました。

表 1-4-7 ダイオキシン類調査結果 (平成13年度)
(河川 水質、底質、水生生物)

市町村名	河川名	地点名	水質	底質	水生生物種別
桑名市	員弁川	桑部橋	0.093		
多度町	肱江川	念仏橋 肱江橋	0.070 0.12	2.2 0.22	0.47 ハヤ 2.3 カニ
四日市市	三滝川 海蔵川	三滝橋 海蔵橋 新開橋	0.094 0.17 0.19	0.097	0.79 シジミ
川越町	朝明川	朝明橋 朝明大橋	0.12 0.11	0.98	1.9 アケミ
鈴鹿市	金沢川	千代崎樋門	0.25		
	中の川	木鎌橋	0.24		
津市	志登茂川	今井橋 江戸橋	0.16 0.19	0.26	0.77 コイ
	安濃川	御山荘橋	0.11		
	岩田川	観音橋	0.14		
久居市	長野川	長野橋	0.12	1.3	0.76 コイ
美里村		水源地	0.088	0.031	1.1 ハヤ
白山町	雲出川	両国橋	0.079	0.068	0.42 コイ
松阪市	阪内川	中部大橋 荒木橋	0.085 0.091	0.024	1.5 コイ
	金剛川	昭和橋	1.2		
多気町	櫛田川	津留橋	0.072	0.059	1.6 ハヤ
明和町	笹笛川	八木戸橋	0.61		
大台町	宮川	船木橋	0.27	0.050	0.83 コイ
勢和村	濁川	柳原橋	0.069	0.20	0.64 ハヤ
伊勢市	五十鈴川	宇治橋 掘割橋	0.073 0.11	0.33	0.68 フナ
	外城田川	大野橋 野依橋	0.15 0.16	1.6	0.84 コイ
鳥羽市	加茂川	野畑井堰	0.078		
大宮町	大内山川	滝辺橋	0.068	0.27	1.8 コイ
度会町	一ノ瀬川	飛瀬浦橋	0.075	0.14	0.95 ハヤ
上野市	久米川	芝床橋	0.21	0.18	1.0 フナ
	比自岐川	枅川橋	0.063	14	1.5 カイ
	柘植川	山神橋	0.13	0.17	1.2 フナ
尾鷲市	矢の川	矢の川橋	0.064		
紀伊長島町	赤羽川	新長島橋	0.058		
海山町	銚子川	銚子橋	0.059		
御浜町	尾呂志川	阿田和橋	0.43		
紀和町	北山川	四滝	0.068	0.066	0.12 アユ
		地点数	39	20	20
		河川数	31	18	18

(海域)

海 域 名	地点名	水質	底質	水生生物種別	
四日市港(甲)	st-1	1.2			
四日市・鈴鹿地先海域 (甲)	st-3	0.36	9.7	1.8	カレイ
	st-4	0.61			
	st-5	0.24	8.7	0.36	コチ、カレイ
津・松阪地先海域	st-1	0.090			
	st-2	0.47	11	0.24	コチ
	st-3	0.15	10	0.27	コチ
伊勢地先海域	st-4	0.32			
英虞湾	st-1	0.59			
	st-2	0.72	0.12	0.91	コチ、アジ
五ヶ所湾	st-1	0.055			
尾鷲湾	st-1	0.80			
	st-2	0.14	0.83	1.1	サマ、イシ
地点数	13	6	6		

※ 単位：水質 pg-TEQ/L
底質、水生生物 pg-TEQ/g

(2) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、平成11(1999)年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、その環境基準、特定施設に係る排出基準のほか、水質等の汚染状況の常時監視等について規定されています。

このため、平成13(2001)年度は、県内52(河川39、海域13)の環境基準点で水質調査を実施したところ、金剛川及び四日市港の測定地点で環境基準を超過しました。

底質及び水生生物については、環境基準が設定されていませんが、26(河川20、海域6)地点において調査を実施したところ、環境省が実施した全国調査と比較し、特に問題となる結果ではありませんでした。

また、24地点で行った地下水調査では、すべての地点で環境基準を達成していました。

(3) ゴルフ場の維持管理指導

ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用を確保し、ゴルフ場及びその周辺地域の環境保全、災害の防止を図るため、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づきゴルフ場事業者から維持管理状況等の報告を求めるとともに、調査・点検・パトロールを実施するなどゴルフ場の適正な維持管理の指導に努めています。

(4) ゴルフ場における農薬の適正使用

農薬の適正使用・保管については、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱の取扱いについて」に基づき、

- ・登録農薬の使用
- ・農薬表示事項の遵守
- ・危被害防止対策
- ・農薬の適正保管

について、調査、点検を実施するとともに、農薬使用管理責任者等を対象に「芝草管理研修会」や「農薬管理指導士研修会」等を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めています。また、農薬の適正使用及び周辺環境、住民の安全という観点に立って、「ゴルフ場における病害虫、雑草安全防除指針」を策定適用しています。

平成13(2001)年度には、ゴルフ場の農薬管理責任者等を対象に、農薬の安全使用・危害防止対策等を内容とする研修会を開催しました。また平成13(2001)年7月30日～9月5日にかけて県内26ゴルフ場を対象に農薬の保管管理状況等のパトロールを実施しました。

1-8 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

(1) 伊勢湾総量規制の推進

昭和53(1978)年6月の水質汚濁防止法の一部改正により、CODを指定項目として水質総量規制制度が導入されました。第4次の目標年度である平成11(1999)年度には、伊勢湾に排出する汚濁負荷量の総量は昭和54(1979)年度の72%に削減されました。(図1-4-2)

しかしながら、伊勢湾の環境基準の達成状況は未だ十分ではないことから、CODに加え窒素及びリンを指定項目とする平成16(2004)年度を目標年度とした第5次総量削減計画を策定しました。

三重県のCODに係る総量規制対象区域(指定地域)は南勢地域の一部、伊賀、東紀州地域を除く50市町村で、指定地域内事業場は836事業場です。

また対策等の効果を評価するために、広域総合水質調査、発生負荷量管理等調査などを行いました。

図1-4-2 伊勢湾の発生汚濁負荷量(COD)

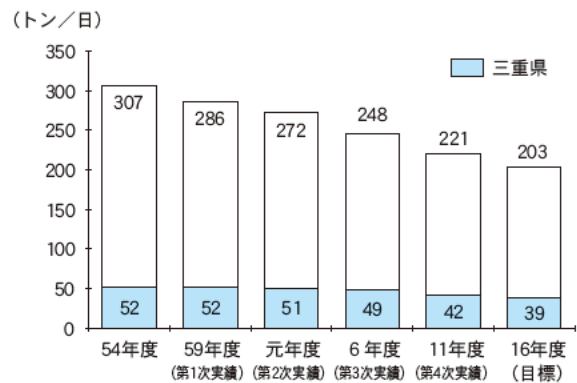
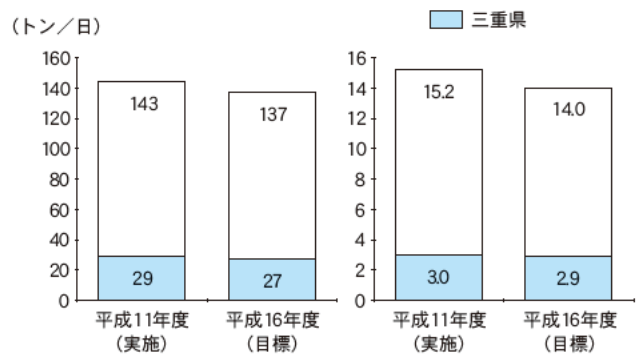


図1-4-3 伊勢湾の発生汚濁負荷量(全窒素、全リン)



(2) 伊勢湾総合対策協議会による取組

伊勢湾総合対策協議会(三重県、岐阜県、愛知県及び名古屋市)において、三県一市の今後の施策を展開するうえでの基礎資料となる伊勢湾データ集を発行するとともに、伊勢湾に対する意識の高揚と理解を深めるため、伊勢湾マップを作成するなど伊勢湾の総合的な利用と保全に向けた取組を行いました。

また、同協議会の環境問題研究会において、環境問題についての研修、情報交換などを行いました。

(3) 漁場保全対策の推進

英虞湾、五ヶ所湾などの内湾域は、養殖漁場として古くから活用されてきましたが、水質の悪化が進み、赤潮や貧酸素水塊の発生など漁業生産に種々の弊害が生じています。

平成13(2001)年度は、平成11(1999)年度に整備した突発的な事故に対する情報連絡等、漁場監視体制に従い、漁業被害の未然防止と軽減を図りました。

また、底質改良剤の散布を行ったほか、英虞湾の波切・立神では、平成12(2000)年度から浚渫

事業が、また平成13(2001)年度からは伊勢湾において底質改善事業が実施されています。

(4) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊の発生が恒常化し、また、油流出など突発的の事故も後を絶たない状況にあります。

ア 赤潮の発生状況

平成13(2001)年の赤潮発生延日数は133日でした。

(ア) 伊勢湾海域

赤潮発生件数は11件、発生延日数は35日で、前年と対比すると、件数で3件増加したものの発生延日数は36日減少しました。

(イ) 志摩・度会海域

赤潮発生件数は6件で、発生延日数は42日と昨年と対比すると大幅に減少しました。

(ウ) 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は8件、発生延日数は56日で、前年と対比すると件数では3件増加しましたが、発生延日数では29日減少しました。

赤潮による漁業被害は3件、被害額の合計は30千円でした。

表1-4-8 赤潮発生件数の推移

年	H9	H10	H11	H12	H13
発生件数	20	27	26	30	25

イ 油濁等による突発的漁業被害の発生状況

平成13(2001)年度において油漏れやその他突発的の事故は数件発生し、漁業被害が生じたの

は2件でした。

平成13(2001)年度も前年に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

(5) 下水処理場での高度処理の導入

公共用水域の一層の水質改善を進めるため、従来のBOD、SS除去主体の二次処理に加え、COD、窒素、リンの除去を図る高度処理が求められています。

1-9 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

(1) 宮川に望ましい河川流量の設定と対策

宮川流域ルネッサンス事業の中で、宮川流域の現状の把握・整理を行い、流量回復目標値及び回復策を検討しました。

当面の流量回復目標として、宮川ダム直下で0.5m³/s、粟生頭首工直下で3.0m³/sを設定し、流量確保を図っていきたいと考えており、関係者との調整をおこなっています。

(2) ダムの放流水対策

宮川ダム放流水の低水温等を改善するため、選択取水施設の工事を行っています。

(3) 河川環境管理基本計画の策定

河川は単に治水、利水の機能をもつ施設としてだけでなく、多様な自然環境を生かした親水空間としての役割が期待されています。

こうしたなか、河川の保全と利用に係る施策を総合的かつ計画的に実現するため、河川環境管理基本計画を策定しています。

表1-4-9 赤潮による漁業被害状況(平成13年1月1日~12月31日)

整理番号	被害時期	被害発生場所	赤潮構成種名	養殖魚介類			
				魚種	被害内容	被害尾数(尾)	被害金額(千円)
①	2.14-2.28	伊勢湾(西部)	<i>Skeletonema costatum</i>	クロノリ	色落ち	不明	不明
②	5.5-5.6	熊野灘北部(賀田湾三木浦)	<i>Heterosigma akashiwo</i>	マアジ(150g)	へい死	200	30
③	7.19	熊野灘北部(引本湾)	<i>Gymnodinium mikimotoi</i>	ハマチ(2年魚)	へい死	300	不明

注) 1. 「整理番号」は、被害発生時期の順に一連番号を記載した。

2. 「被害内容」は、へい死、浮上、漂着、沈下等の区別を記載した。

県内では、平成4(1992)年度から平成11(1999)年度にかけて河川環境管理基本計画を三滝川系他45水系に対し策定を行い、平成12(2000)年で大堀川他8水系において策定しました。

2 浄化機能の確保

2-1 雨水貯留・浸透機能の維持向上

(1) 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

森林からの良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分にを行い、森林と森林土壌を健全な状態に保たねばなりません。

平成13(2001)年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林GIS(地理情報システム)を活用し、市町村と協働し、森林を生産林(持続生産を重視する森林)と環境林(公益的機能を重視する森林)に区分しました。

(2) 河川・海域の浄化対策

ア 直接浄化施設の整備促進

うるおいのある生活環境の創出と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水対策重点地域内において市町村が生活排水による水質の汚濁の著しい水路等に直接浄化施設を整備し、これと併せて周辺の水辺環境整備等を行う場合、その費用の一部を県が補助する「身近な水路クリーンアップ事業」により、施設の整備促進を図りました。

表1-4-10 水路等の直接浄化施設の整備状況

年度	重点地域名	施設設置場所	事業内容
H13	勢田川流域	伊勢市小木町地内 船倉幹線排水路	直接浄化施設設置 周辺整備

イ 漁場の改善

三重県の閉鎖性内湾では、生活排水等の流入に加え、長年の漁場行使等により、水質・底質などの漁場環境が悪化し、漁場生産に種々の弊害が生じています。

貧酸素水塊の発生、赤潮の発生等を防止する

ため、平成13(2001)年度には、次のような事業を実施しました。

表1-4-11 平成13年度の漁場環境の改善事業

事業名	事業内容	実施主体	実施場所
漁場環境保全 創造事業	汚泥浚渫	三重県	波切・立神
	底質改善	三重県	伊勢湾
県単沿岸漁場 整備事業	底質改良剤の 散布	神明真珠養殖 漁協他1漁協	阿児町他1町

(3) 河川流量の確保対策の推進

出水時には洪水調整を行い、平常時には生活用水等を安定供給するとともに、河川における動植物の保護や水質を保全・改善するため、必要な河川の流量を確保するダムの整備を進めています。

平成13(2001)年度には、ダム建設のために必要な流量調査・地質調査・設計を進めました。